

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和5年度第1回津市いじめ対策会議
2 開催日時	令和6年2月1日（木） 午後6時30分から午後7時30分まで
3 開催場所	津市教育委員会庁舎 4階教育委員会室
4 出席した者の名前	（津市いじめ対策会議委員） 前田なをみ、白山雄一郎、山下純生、山城洋樹、鈴木恵子、川合陽一郎、鎌塚有貴 （事務局） 津市教育委員会 教育長 森昌彦 津市教育委員会事務局 学校教育・人権教育担当理事 伊藤雅子 教育研究支援課長 堀内晋三 人権教育課長 鈴木武史 生涯学習課 青少年担当副参事 高松 伸幸 教育研究支援課主幹 岡田興昌 教育研究支援課副主幹 石見智彦、平充央
5 内容	1 教育長挨拶 2 配付資料等の確認 3 津市いじめ対策会議について 4 協議事項 文部科学省いじめ対策に係る事例集を基にした事例検討 5 諸連絡
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	教育研究支援課 生徒指導・保健担当 電話番号 059-229-3293 E-mail 226-3164@city.tsu.lg.jp

令和５年度第１回津市いじめ対策会議 議事概要

令和５年度第１回津市いじめ対策会議

(事務局)

それでは失礼いたします。本日は大変御多用な中、お集まりいただきまして本当にありがとうございます。只今から令和５年度第１回津市いじめ対策会議を開催したいと思います。議事に入るまでは事務局のほうで進めさせていただきますことを御了承いただきますようお願いいたします。本会議は７名の委員様で構成いただいております。ただいま７名全員御出席をいただいておりますので、津市いじめ対策会議条例第６条第２項に定める本会議の開会に必要な委員数に達していることを御報告いたします。また、本会議につきましては津市情報公開条例第２３条の規定により、議事録を津市ホームページで公開することになっております。なお、本日の会議の終了時刻は午後７時３０分となっておりますので、会議の進行に御協力いただきますようお願いいたします。なお、本日の会議につきまして、報道機関より取材の申し出がございますので、あわせて御了承のほどよろしくをお願いいたします。それでは開会にあたり、津市教育委員会教育長、森昌彦が御挨拶を申し上げます。

１ 教育長挨拶

(教育長)

１日の終わりの大変お疲れの中、御参集を賜りましてありがとうございます。また、平素は津市の教育行政に対しまして、格別な御支援・御理解をいただいておりますことを感謝申し上げます。ありがとうございます。この津市いじめ対策会議ですが、いじめ対策会議条例に基づき設置されています。一番の目的は、学校における重大事態に関わって、事実関係を明確にするための調査を行うということが、一番大きな設置目的だと思います。ただ、この重大事態と言いますと、例えば、いじめを理由として不登校の状況におちいるというようなことがあります。ここ何年かそういったことで、この会議を開かせただけのことではないのですが、ただ、私が少し懸念していることが幾つかありまして、実際そういうのではないのですが、果たして実態はどうなのかなということが、若干気になる部分であります。例えば、よく指定校変更についての申し出があります。この指定校変更というのは、例えば本来でしたら小学校から中学校へ行くのに一身田中学校へ行く生徒が、何らかの理由で、隣の橋北中学校へ行きたいというふうなことを変更を申し出ることです。普通は指定校に行くことになっているわけです。ところが何らかの理由で指定校を変えたいという申し出が親御さんからあります。

そのときになって初めて、学校は全くそのようなことを把握していなかったにも関わらず、理由書の中に小学校でずっといじめられてきたことがありますというようなことが、そこで初めて書かれているという事実が出てきたことがあります。それが例えば欠席とつながっているかということとまたそれは別問題なのですが、やはりそういうようなことがあります。学校は、この子ってそんなことで、今いる子たちと一緒に学校へ行きたくないんだと初めて把握をしたというふうなことがありました。1つの例にすぎないのですが、例えばそういうふうなことを考えますと、今、重大事態はこうやって会議としては行われてはいませんが、だから全然大丈夫なんだということでは絶対ないよな、というふうに思っているところです。そのような意味で今日の会議ですが、そもそもこの本会議の位置づけがどういう位置づけなのか。それからここに来ていただいている方々、いろいろな専門分野の方に来ていただいているのですが、いじめとどういう接点、どういう関り、どのような御意見をお持ちかというようなことなど、いろいろなことを、参考事例を検討することを通して、それぞれの立場から、そのつながりとか関わりとか、そういったことを改めて確認をしていただいたりとか、いろいろな御意見をいただいたりということで、今度もしそういったいじめ重大事態などあっても、真摯に調査がしっかりできるような会議でありたいなということを含めて、今日はいろいろな御意見を賜りまして、今後の取組につなげていきたいなというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願いをしたいと思います。

(事務局)

ありがとうございました。続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。お手元に、資料1から資料4までの資料及び座席表の5点がございます。不足等ございましたらお伝えくださいますようお願いいたします。それでは次に委員紹介および事務局体制についてですが、資料1の委員名簿及び座席表を御覧いただき、本来であれば自己紹介をしていただくところでございますが、委員の皆様の審議時間の確保のため、名簿及び座席表を御覧いただくことで紹介に代えさせていただきますと思います。御了承をお願いいたします。会長及び副会長につきましては、昨年度選出をいただきましたので、引き続き川合委員に会長を、前田委員に副会長をお願いさせていただきますと思います。どうぞよろしくお願いいたします。また、昨年度から委員のほうの交代をいただいたところがございます。また、昨年度から委員のほうの交代をいただきまして昨年度倉田委員に出ていただいていたが、今年度は鈴木委員に交代をしていただいております。鈴木委員、本日はよろしくお願いいたします。

(鈴木委員)

よろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、これより先の議事につきましては会長、副会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(川合委員)

皆さん、こんばんは。昨年度に引き続きまして会長を拝命いたしました津市人権・同和教育研究協議会会長の川合でございます。よろしくお願いいたします。昨年度の会議を振り返るにあたって担当の方から御発言いただいた内容の用紙を読ませていただきました。各先生方が他方面から出された意見をお聞きすることにより、私は現場で校長でしたし、前田副会長も校長先生でしたが、やはり学校現場だけの視点というのでは、だめだということです。1つの重大事態が起こったとき、教育長がやはり危機感を持っていじめに対する多面的な見方をしっかりとしていけないといけないのではないかと考えていただきました。そのことはすごく自分にとっては津市の教育行政の姿勢として本当に評価できることなのかなというふうに思います。特にいわゆるいじめ防止対策推進法が平成25年にできて、その第28条に重大事案への対処が載っています。特に生命、心身、財産に対する重大な被害、それと長欠、そういった事案が最近津市にはないということは本当に幸いなことだなというふうに思います。しかし、そういったことが明らかになっておらずに、学校という職場の中で共有化がされていなかったりとか、誰か1人の教員が1人で抱えてしまって、いじめ対策組織に本来であれば必ず報告しないといけない、そういうことを自分だけのものしておくことによって、今日の事例検討にあります、初動が遅れ、そして重大事態の発見に遅れてしまって子どもを死に追いやってしまうということにもなりかねません。大津いじめ自殺事件のお父さんが本当に悔しいという思いをいつも言われていますが、本当に自死につながってしまうという事案もたくさんあるということも懸念しながら今日の会議の中で、各角度から御発言いただいて、今日の会議は1時間で何とか終わりたいと思います。ぜひ、積極的に前回のように多方面から御指摘をいただけたらと思いますので、何卒よろしくお願いいたしますと存じます。

(前田委員)

失礼します。私は津市スクールカウンセラー代表の前田なをみと申します。津市では各小中学校全てにスクールカウンセラーが配置されております。中には私のように津市のみの専属と、県のカウンセラーも入っておりまして、そこで活動させていただいておりますが、やはり年々相談件数が増えておりまして、毎回学校へ行きますと、ひっきりなしに子ども・保護者・子どもというふうに本当に件数が増えておりまして、もっとカウンセラーさん増えてほしいとか、相談時

間がもっとあればなというふうに感じております。今日は会長さんの進行の補佐ということですので、どうぞよろしくお願いします。

(川合委員)

それでは今日は皆さん資料の4を御覧いただけますでしょうか。それでは事務局より提案をお願いいたします。

(事務局)

それでは失礼いたします。まず、事務局より津市いじめ対策会議の設置根拠・所掌事務・組織等について御説明をさせていただきたいと思っております。資料の中の2のほうを御覧いただいてよろしいでしょうか。このいじめ対策会議は第1条に記載のとおり、いじめ防止対策推進法第14条第3項に記載の附属機関として設置をされております。また、本会議の所掌事務は第2条に記載の2つの事項となっております。法第24条及び第28条第1項の規定による調査について御説明をさせていただきたいと思っております。続きまして、資料3のほうを御覧ください。3ページをお願いいたします。津市のいじめ防止に係る体系が図示されてございます。こちらを基に説明をさせていただきます。いじめ防止等に関する取組や、いじめに対する措置につきましては、先ほど川合会長のほうからもありましたが、まずいじめの認知等につきましては、各学校に設置されている学校いじめ対策組織が行うこととなります。教育委員会は、各学校からのいじめについての報告を受けた上で、学校に対する支援及び指導を行います。また、教育委員会が自ら必要な調査を行うことも記載されており、必要に応じて津市いじめ対策会議に諮問させていただくこととなっております。また、法第28条に記載がございます重大事態についても同様に、必要に応じて調査を諮問させていただくこととなっております。また、重大事態が発生した場合、教育委員会から市長部局に報告を行うとともに、再調査が必要となったときには、市長部局に設置の津市いじめ調査委員会が再調査を行うこととなります。このような体系で、津市のいじめに対する組織というものが体系化されております。

続いて、同じ資料3の8ページを御覧ください。いじめの重大事態につきまして改めて御説明申し上げます。8ページ4、重大事態への対処。こちらの四角の中にごございますように、重大事態とはまず(1)いじめにより生命・心身・財産に重大な被害が生じた疑いのある重大事態というものが1つとなります。また、(2)にごございますいじめを受けた児童生徒が相当の期間欠席をすることを余儀なくされた疑いのある重大事態ということで、大きく分けて2つの重大事態がございます。また、9ページ上段を御覧ください。こちらにごございますように、いじめられたことにより、重大事態に至ったという児童生徒や保護者からの相談や申し立てについても重大事態が発生したものとして対処をするというようなこととなっております。本会議では被害だけでなく、加害を含めた児童生徒の

健康面や精神状態の視点・法的な視点・環境要因等の視点・人権の視点など、多面的な視点から問題点や課題・論点を明らかにしていただき、いじめの事実の全容解明、当該いじめ事案への対処及び同種の事案の再発防止についての審議及び調査を行っていただくこととなっており、それぞれの分野の知見を有する皆様に委員としてお集まりをいただいております。本日はこの後、模擬事例を通して委員の皆様にそれぞれのお立場から御意見を頂きたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。まず、ここの部分までもし御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

(川合委員)

ありがとうございました。先ほど事務局から提案がありましたが御質問等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。どうもなさそうですので、それでは次に4番、協議事項に移りたいと存じます。事務局から提案をお願いいたします。

(事務局)

それでは協議事項の事例検討用の事例について御説明をさせていただきます。一番後ろに付けさせていただいております資料4を御覧ください。本事例は文部科学省のいじめ対策に係る事例集に記載されているものとなっています。本事例を基に、委員の皆様に御協議をいただきたいと思います。小学校での事例となっており男子児童Aが被害を受けたものです。Aは小学校2年生のときに他県から転校してきており、その後、同じ学級の児童から執拗に追いかけられたり、鬼ごっこの鬼をわざとさせられたり、ランドセルを引っ張られたり、菌呼ばわりをされたりし、小学校3年生の6月から10月まで不登校となりました。4年生になってからは、鉛筆を折られたり、ノートがなくなったり、蹴られたり、物差しで叩かれたりするなどのいじめがありました。Aが5年生になってからは、5月頃、ゲームセンターでの遊興費・食事代・交通費等、万単位の金額を負担させられるということがありました。学校は多額の金銭のやり取りは把握しながらも正確な金額が分からないのでその解明は警察に任せたい、返金問題には学校は関与しないなどとして、十分な教育的支援を行わず、いじめの重大事態とも扱いませんでした。Aは5年生の6月から不登校となり、小学校卒業まで全く登校しませんでした。本事案について、教育委員会は当初いじめの重大事態とは捉えず、いじめの調査は学校に委ねられました。学校のAに対する聴取は保護者の不信もあり拒否され続け、時間が経過していくこととなり、その結果調査委員会に諮問され、調査が開始されたのは、Aの不登校から1年7か月以上経過してからとなりました。以上の事例について津市いじめ対策会議において調査を行うと仮定したときに、本事案にどのような調査が必要であるか、明らかにしなければならない問題点とは何か等について委員の皆様それぞれのお立場から御意見を

いただきたいと思います。以上でございます。

(川合委員)

ありがとうございました。このケースは初期の事例の発生から経過が長く、さらには被害を訴えている児童が長期にわたり不登校状態になった後に、調査委員会が調査を開始したという経過があったため、報告書においてはいじめの事実認定そのものに難しいものがあったとされています。そういう初動の遅れ、そういったところにも問題があるのではないのかなというふうにも思いますし、この中にも出てきます重大事案の中であった生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いについて、どこの組織も重大事態であるということを認定しておりません。その点についてお考えがあれば御意見を頂戴したいと思っています。それと、本事例のように初期段階の重大事案と捉えなかったことによって、事案の解明が困難になるということがないようにガイドラインが作成されているのですが、各委員の先生方から多角的に御意見を頂戴して、その事案が、もし津市のある学校で起こった場合、どのようにこのいじめ対策会議の中で議論をし、そして学校に教員委員会の先生方とともに、その学校に対してどのようにすればよいかということを示してみたいと存じます。どなたからでも結構でございますので、御意見を拝聴したいと思います。よろしくお願いします。

白山先生、お願いいたします。

(白山委員)

今回の資料4の事例はかなり抽象化して紹介されていますので詳細は分かりませんが、やはり、どうしてこの件が、当時いじめ重大事態と捉えられずに、調査が始まるまでにこれほどの期間を要してしまったのかという問題が大きいと思います。学校はどういう判断だったのか、教育委員会も状況を把握していたのか、いじめ認知について適切な支援ができなかったのかということについては、本当に問題だと思います。いじめ防止対策推進法において、「いじめ」とは、行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものと広く定義をされていて、行為者にいじめの認知があったのかなかったのかに関係なく、行為の対象者が嫌な思いをしたものについては、「いじめ」ということになります。このいじめの概要によれば、執拗に追い回されたり、鬼ごっこの鬼をわざとさせられたり、ランドセルを引っ張られたり、〇〇菌と呼ばれたりといういじめを受けたということですが、法律の定義からも、学校側は明らかに「いじめ」と認知すべきだったと思います。学校側は当時、事実自体を認識できていなかったということであれば、そこに問題があるということになりますし、認識した上で「いじめ」と判断していなかったということであれば、「いじめ」の認知に問題があります。一度目の不登校で6月から10月までという長い期間不登校となったときに、調査を始められなかったのかというのは、本当に大きな問題です。学校がいじめ防

止対策推進法の趣旨をしっかりと理解できていなかったと言わざるを得ないのかなと思います。

(川合委員)

白山先生からもその学校の体制の中でどうして重大事案として把握できなかったのか。その学校の中で、どうして情報共有ができなかったのか。この子どもの状態をしっかりといじめの定義に当てはめたときに、どう考えてもいじめじゃないか。そのときに、学校が本来すべきであったことというのはどういうことなのかという御提案があったと思いますが、その辺ほかの委員の先生方はいかがでしょう。お願いします。

(鎌塚委員)

三重短期大学の鎌塚です。今のお話で前提とされる条件が少し曖昧なのですが、この被害児童がまず転校生であるということがポイントかと思ひまして、この学校の中で、その加害児童がもしかしたら標的を変えて転校生に向けた可能性があるのではないかということがまず1つ。そうすると転校してきた子に対して、その学校がどれぐらいケアできるかという、かなり難しいと思います。どういう子か分からないまま転校してきた新しい子ですので、それ以前にもしかしたらこういう事案というのが、ほかの児童に対して起こっていたかもしれないとなると、学校側は相対的に大したことないとか、今までこれぐらいはあったからというような視点を若干持ち兼ねないのかなと思ひました。ですので人間関係が変わったときに、今まで被害児童がどう思うかというのは確かにいじめの定義としては大事なので、今までは大丈夫だった、そんなに問題になってなかったからこの子も大丈夫だろうというような、思い込みがどこかにあった可能性はあるのかなと思ひました。

(川合委員)

ありがとうございます。その他、先生方いかがでしょう。

山下先生、お願いします。

(山下委員)

社会福祉士会の山下です。初動が遅れた部分に関して、どう探っていくかという、私であればその学校の先生の間で、学校長・管理職・現場の先生がどういう関係性であったかということが気になっています。ないとは思いますが、いじめを「とにかくゼロでいけ」と言われると、高齢者虐待の分野でもよくありますが、虐待をゼロにするとすると隠してしまうのです。そのような関係性が出来てしまっていると、当然発見されない。気づかなかったのではなくて、気づいていたのに、上に上げられなかったという環境があったとするといけないかなと思うので、そのあたりは調査が必要かなと思いますし、あと不登校があった3年生の後、4年生のときに担任の先生がまた替わっていたとすると、そこで何か把握し

ていなかったか。4年生のときも実際に鉛筆を折られたり、いろいろあったということですから、このあたり気になります。あとは万単位の金を負担しているところ。小学生の万単位の金というと、家のお金を取ってくるなど、何かすると思うのですが、家庭内でそれが把握しきれてない親子関係かというところも含めていかないと、なかなか難しいかなという印象はこの範囲だけでは持ちました。

(川合委員)

ありがとうございます。学校長が責任でこの事実を隠して教育委員会に上げられなかったという可能性もあるのではないかという御指摘でした。その他いかがでございましょうか。鈴木先生よろしいですか？

(鈴木委員)

人権擁護委員の鈴木でございます。今年、人権作文を読ませてもらって、同じように転校生に対するからかいとか、いじめということを見ていた子どもたちの葛藤を記した作文を思い出しました。やはり学校の立場として味方はまず担任であるべき。担任と他の教員など学校体制として、転校してきて初めての学校でどういうふうに過ごすかというその子どもの見守りがすごく弱かったのかなと思います。いろいろなその後のことを読んでもやはり初動の先生の対応、学校としての対応というのが、ほかの子から聞き取りをするとかいろいろなことから事実は確認できたのではないかなというふうに思いますし、今いろいろなたがおっしゃっているように、学校体制とか、それからいじめを出してはいけないという考え方というのが見え隠れしているように思います。ただ、2年生から5年生までこの子は不登校になりながらも学校に復帰し、また何とか頑張ろうとしていたのに、学ぶ権利が保障されず、きちんと支援できなかった周りの大人、そして、その期間に何とか関係性を修復できなかったがために、学校によるAへの聴取が拒否し続けられるような事態になったのではないかな、というふうに感じました。

(川合委員)

ありがとうございます。やはりAとその保護者の方が学校との間に十分な信頼関係がなかったというところが大きいという御指摘であったのではないかなというふうに思います。そこにしっかりとした信頼関係があって、しっかりと相談できて、重大事案であるということをしつかりと伝えることができれば、学校のいじめ対策委員会などで、きちんと議論がされ、それがまた市教委へ上げられ、その場で議論できるというそういう流れでよろしいでしょうか。

(山城委員)

概要の中で2年生のときに具体的にこういうことがあって、3年生の不登校

がある。4年生のときには具体的にこの鉛筆やノートのこと書いてあるのですが、いじめ被害はどのタイミングで訴えられていたかということプラス、細かいことが書いてあるので、把握もそんなにできてないことはなかったのではないのかと思います。なので、把握していたものに対して、どういう対応を取っていたのかというという観点なのかなという気が少しするのと、あとはやはり金銭のやりとりとか、叩かれたような傷害、金銭のやりとりまでいくと、警察に任せるとはいえ、やはりかなり大きな出来事なので重大性がある思うのですが、それがここまで引っ張られてしまうというのは、解せないというのがあります。なぜそうなったのか少しよく分からないです。こういうことがあったのにも関わらず、そういうことになってしまったということが。

(川合委員)

山城先生から御指摘はこのような重大なことが起こっているのに学校のいじめ対策組織にも報告が上がっていないという状況が随分長く続いて共有化されなかったということであったり、そういったところで怠慢ではないかという御指摘であったのではないかなというふうに思いますし、例えば重大事案で先ほど事務局のほうから御説明があったように、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき、というのにも当てはまりますし、その辺、警察の関係というのは白山先生どうなのでしょうね、そういう事態が起こったときには。

(白山委員)

いじめの中には、かなり悪質なものがあり、中には警察に介入してもらうことを検討すべき事案もあります。いじめの態様、被害結果、被害者側の御意向などを踏まえて、場合によっては警察に被害届を出してしっかり対応することも必要です。

(川合委員)

ありがとうございます。

それとやはり先ほど重大事態の御説明があったときに、いじめによる当該学校に在籍する児童等が相当の期間、3カ月ぐらいですかね、学校の欠席を余儀なくされている疑いがあると認められるとき、ということについても学校は気がついていないというか、それが重大事態につながっていないというふうに報告が上がっていますよね。そういう場合、しっかりとその定義であるとか重大事案の案件については、こういう案件が重大事態だということをきっちりと、僕たちにとっては当たり前のような重大事態の定義なのですが、その辺のところやはり、その学校の教師集団の中ではやはり弱かったのでしょうか。その辺はいかがでしょうか。

(前田委員)

この一番最初の部分に転校してきた経緯がありますが、担任の先生は子どもの思いとか子どもの実態をどれくらい把握できていたかというところにやはり問題があると思います。いじめの重大事態というものがどういうものか、今も説明がありましたが、やはり被害者がいじめられたという思いを持ったらもうこれはいじめであると思いますし、今も会長が言われましたが、ある程度継続した不登校というのはやはり疑うべきだと思います。私たちはスクールカウンセラーですが、不登校の子どもたちと接するときがあります、そのとき例えば1週間ぐらいでも継続して休まれたら、まずはなぜかというところを考えますよね。そういったときにいじめではないかというのが一番最初に思うのですが、担任の先生にある程度認識が不足しているのではないかなと思うのと、やはりそれを担任の先生を取り巻く学年であったり学校であったり。

こういうことはやはり調査をすべきなので、教育委員会であったりそういったところの指導というのは何かしらどこか欠けていたというか、連携がなかったというふうに思います。

(川合委員)

ありがとうございます。やはり学校の指導体制、そしていじめを認知する力、子どもを見る力、その中にいじめが隠れていないか実態をしっかりと把握して学校のいじめ対策組織へ報告をあげたり、そういったいわゆるシステマ的にできていない、そういう学校であったのではないかという御指摘であったと思うのですが、この学校の体質的なものを改めていくためには、どのような方策が必要なのか、またそれを市教委へ御報告させていただいて、またいじめ対策会議等で検討する機会を持つことができれば、ひょっとするともっと早く初動がとれたら、この案件がもっと早く解決するようにも思うのですが、その辺いかがでしょうか。お願いいたします。

(鎌塚委員)

三重短期大学の鎌塚です。前田委員がおっしゃったこともそうなのですが、担任の先生一人では把握しきれないというのも、もちろんそうだと思います。お1人で30人、40人見ていると大変だと思いますし、特別な転校生のケアというのも大変だと思うので、例えばいろいろな自治体に導入されるような複数担任制とか、学年をまとめて複数で見るとか、会長がずっとおっしゃっている重大事態に関する要件の年30日の欠席というのは客観的な要件なので、担任でなくても30日休んでいるというのを誰が見ても分かることですから、それをしっかり見ていくことが大事なのかなと思いました。

(川合委員)

一応毎日30日休んでいるという事実は、担任にだけではなくて学年の教員

であっても校長であっても教頭であっても誰でも知り得る事実ですよ。そのぐらいにやはりいじめは隠れていないかということをしつかりと見ていくことが大切ではないかというふうに御指摘をいただいたと思うのですが、その点いかがでしょうか。

(前田委員)

もう1つよろしいですか。山下さんがおっしゃったと思いますが、やはり担任の先生は、もっといろいろな方に相談したり、子どものことをいっぱい広げてお話を聞いたりしたらいいのだと思いますが、自分のクラスからこういうこと事態が起こったら、少しまずいのではないかという思いがあって、やはり秘めてしてしまうということもあったのではないかなと思いました。

(川合委員)

ありがとうございます。ペーパーの中にもありますが、もっと早い時期にこういう津市いじめ対策会議であったりということが開催されて、調査が実施できれば、いじめの加害を疑われている児童からの聴取もできるだけ早くできたのではなかろうか、という指摘も書かれています。ですので、初動が遅れるといかに重大なことにつながっていくのかということが典型的な例として上げられているというふうに自分は思っています。ですので、その観点で見られたときに御意見があれば拝聴したいと思いますがいかがでしょうか。山下先生お願いします。

(山下委員)

初動という、まずその声を拾わないといけないということで、この事例で気になっているのは、家庭と学校の関係も気になります。これが本当にあった事例だとすると、普通という言い方は変ですが、子どもの鉛筆を折られたり、ノートが無くなってきたら当然、親にもノートが無いというふうになりますよね。そもそもこれはお金のことなので、何らか家庭の中で動きあったと思います。それが1つその家庭の中で発見されないような親子関係であったのかということもありますが、親がはたして学校とどれだけ話ができたのか、逆に言ったら学校がどれだけ保護者の声を吸い上げる体制ができてたかということが気になりますね。これが不信感につながっていて、親御さんは保護者の方は声をあげようとしていたのに、それを吸い上げてくれなかったということが不信感になったのかも知れませんし、ここがどういうふうに運営していたかというのは、私でしたら調べたいなと思いました。

(川合委員)

山下先生がおっしゃるように、やはり被害児童からしっかりと聴取できてい

れば、具体的ないじめの実態というのは明らかになって、そしてそれに対する対応ももう少し早くできたはずですが、やはり学校とその家庭との不信感というか、信頼関係というのはうまく構築されていなかったためにこのいじめの実態に迫ることが非常に遅れてしまって、非常に重大になってしまってから初めて分かってきたという面では本当に残念な事例だなというふうに思います。山下先生がおっしゃるように、保護者と学校がしっかりと信頼関係を結んで、その中でいじめを無くしていきたいという気持ちをしっかりと伝えることが大切ということをお伝えいただきました。ありがとうございました。その他いかがでしょうか。時間はあまりございませんので。

(白山委員)

社会一般で使う「いじめ」という言葉は、前提として悪いものという評価があると思いますが、いじめ防止対策推進法の「いじめ」は、人と人との衝突の中で苦痛を感じるものという広い捉え方をされていて、必ずしも善悪とは関係がない定義となっています。子ども達が成長する過程で誰もが経験する子ども同士の衝突や摩擦の中にも苦痛を感じるものがある、その中には、社会通念上許容されるもの、必ずしも悪ではないものもあると思いますが、法律上は、それも「いじめ」に該当するということになります。法が「いじめ」をこのような広い定義にしたというのは、善悪抜きにして多種多様ないじめがあることを前提に、支援・指導すべき「いじめ」を学校に絶対に見落とさせないという趣旨が込められています。そういう趣旨を学校側はしっかり理解したうえで、「いじめ」と認知することについて、躊躇してはいけないと思います。法律上の「いじめ」が、社会一般の「いじめ」と違う定義にされている趣旨をしっかり理解しないといけない。いじめは、大きくなってしまった後から解消していくのは本当に大変なので、いじめ対応において重要なのは初動、初期対応です。早期の初期対応につなげられるかどうかは、適切ないじめ認知にかかっています。

今回の会議は、事例集の中の事例検討という形で委員の貴重な御意見をいただいているところですが、過去の会議ですと、津市ではどれだけの認知件数が1年間にあったのかというデータが資料として共有されていたかと思います。その中で気づく課題もあると思います。この月には多い又は少ないという傾向から取組を検討することもありえます。小中学校の認知件数からは、適切な認知ができているのか、認知についての理解ができているのかを知るヒントも得られます。各校からいじめ認知の件数の統計を取っていらっしゃると思うので、学校間の認知件数の差からも、教育委員会の方で気づける点もあると思います。例えば、この学校は少し認知が弱いのではないのかというように気づいて、そこから力を入れていくとか、認識を変えてもらうための指導をできるところもあると思います。今後は1年間の津市の現状を把握できるような資料を提供いただき、

それを前提としての議論も重要と思いますので、よろしくお願いします。

(川合委員)

ありがとうございました。事務局から何かございますか。

(事務局)

資料につきましては、まとめている物がございますので、委員の皆様には共有をさせていただけたらと思います。

(川合委員)

ありがとうございます。昨年の別の会議でいただいた件数のままですね。令和5年度の各月のいじめ認知件数の資料を頂きました。それで、小学校が4月が7件、中学校が16件、5月が小学校は12件、中学校は13件、6月は小学校は217件、中学校30件、7月は小学校は18件、中学校は27件、8月が小学校は2件、中学校は0件、9月が小学校は11件と中学校は12件ということで、9月までの統計ですが、小学校は267件で、中学校は98件という資料を以前の会議で頂戴いたしました。6月は件数が多かったのですが、それはなぜそうだったのですか。

(事務局)

各学校が学期に1回以上アンケート調査を行うということになっておりまして、多くの学校が6月であったり、10月であったり、1月から2月頃にかけてアンケート調査を行っているので、認知が多くなっている現状がございます。

(川合委員)

ありがとうございました。いろいろな会議の中で文科省も、認知件数が多い所が駄目な所ではなくて、認知件数が多い方がしっかりと初動の中でいじめを発見しようとしている。白山先生がおっしゃったとおりだと思います。その初動の中でいじめをしっかりと発見をして、そしてそれを認知する。ですから件数から認知件数に変わったときの発想というのは、先生がおっしゃったように、いわゆるいじめ防止、いじめの定義の中で当該行為の対象となった児童生徒が、心身の苦痛を感じているものというふうな捉え方の中で、その子どもがいじめられている状況だと感じた場合、それを1件として学校として認知すること。それで、それに対してどう対応をしていくかということについては、また各学校の組織であるとか教育委員会と協議をしながら、どういうふうに解決に向けていくかという点が非常に大事なことというふうに思います。その他いかがでございましょうか。あと時間が10分しかないので時間が気になっているのですが。

(山下委員)

私は高齢者分野で働いています。高齢者ですと、施設内での虐待ということが重大なことですね。少し違うかもしれませんが、何か似ているなと思っているところがありまして、施設内の虐待を防ぐためにはやはり発見・通報をどれだけで

きるかというところが重要となってきた、通報しやすい環境を作っていくということが大事です。その点でいくとやはり最初の報告をどれだけ出せるか、先生も出してくれることが非常に重要です。あとネグレクト、事業所内でのネグレクトの1つに職員が虐待行為を見たのにそれを通報しないという、それで別の虐待事案になります。ネグレクトの認識は学校の先生はどれだけ持っているかということが気になりつつ聞いていました。この先生がいじめを認識しながら放置するとそれが新たないじめ、学校内の虐待だというような認識を、どれだけ先生が持たれているかというところが少し気になり、だから逆にそのアプローチがもし足りないのであれば、この学校にはアプローチしてくれる人がいないからだめなんだなって感じました。

(川合委員)

山下先生は施設の環境の中で虐待の実態を言っていたいたのですが、我々教師も疑わしい場合であっても必ず通告をしなければいけないという義務を負っています。お医者様もそうだと思いますが、知り得る立場にあって、我々も躊躇なく通告はしてきました。それと同じようにいじめもしっかりと実態を把握して、その中でどこに原因があって、被害者が今どのような思いでいるのかということを明らかにしながら解決に向けた意識を作っていくことが大切ではないかという意味に聞かせていただいたのですが、その他にいかがでございましょうか。

(鎌塚委員)

実際に津市の場合は津市いじめ調査委員会というものが設置されることだと思いますが、過去にも設置されたことはあるのでしょうか。無いですね。

(川合委員)

事務局いかがでしょうか。

(事務局)

いじめ調査委員会は再調査の委員会となります。過去には開かれたことはございません。

(鎌塚委員)

一時的な調査はこちらの対策会議で行われるということですね。

(川合委員)

市長部局で行われる第三者委員会としての再調査委員会は開かれていないということですね。

(伊藤理事)

報告が上がっていたときにこちらの対策会議では審議していただいたのですが、それで親御さんのほうも報告書で納得していただきまして、市長にも報告さ

せていただいて、これで再調査ということではありませんでしたので、市長部局の委員会は開催しておりません。

(川合委員)

この会議をしなくていいのが一番いいというふうに思うのですが、いざ本当に重大事案が起こって、どうしてもやはり第三者機関でいろいろな方々から御意見を拝聴しながら、どういうところに原因があって、どういうところで初動が遅れて、そして重大事態につながっていったのかというような御議論を、今後もし起こったら開かなくてはならないと自分は考えています。ですので、様々なお立場から御意見を頂戴して、そしていろいろな方向から光を当てながら1つの事例を分析し、それを教育委員会の先生方と共有しながら再発防止であったりとか、この学校に対する調査報告をしないといけないとは思っています。もし最終的にこちらでこういうことが起こった場合、最終責任を持って、社会に向けて報告はしていけないといけないのかなというふうに自分は思っています。

(白山委員)

他市もいじめ重大事態が発生した場合に調査委員会となる審議会を設置していきまして、他市ではいじめ重大事態が発生し、調査もされています。調査は、事実関係を明らかにしたい、何があったのか知りたいという被害生徒と保護者の思いを受け止め、事実解明、事案への対処、同種事案の再発防止につなげるための重要な任務となります。被害者側、加害者側、御家族、学校の先生、いろいろな方に聞き取り調査を夜間とか、休日を使って行い、ケースによっては膨大な時間を使って、調査報告書を作る必要があります。幸いにして津市では重大事態は起きてないということは本当にいいことなのですが、本当に起きていないのか、適切な認知ができてないからではないのかという問いは常に持ち続ける緊張感が必要だと思います。津市のいじめ対策が功を奏して起きてないということだと信じているのですが、重大事態が起きたときは、一生懸命任務を果たすしかありません。

(川合委員)

ありがとうございました。白山先生にまとめていただいたような気がしました。ありがとうございました。教育長の一番最初の御挨拶の中にあつたように、いかに我々がいじめに対してしっかりとした目で見えるか、見えるかどうか、そしていろいろな立場でいじめを防いでいくか。

そういう地域であり、社会であり、学校でありというものを作っていくという責任を負っていると思います。もし、こういう重大事態が起こったときには、ぜひいろいろなお考えをお出しいただいて、そして再発を防止することも含めて津市からいじめがなくなるように。私は人間関係がある中ではいじめは絶対なくならないとは思ってはいるのですが、でも、そのことを駄目だと言えるかどうか

かというところは、やはり大事なところなのかなと思いますので、今後、このような事例が起こりましたときには、ぜひ先生方の知見をまたお聞かせいただいで、会議をさせていただくことになると思います。

認知件数も増えてきてはいますが、やはり各学校がしっかりとアンケートを取り、教育委員会にも報告し、教育委員会もそれをしっかり受けとめていただく。最後になりますが、最近生徒指導提要を読ませていただいたのですが、あの中身もどちらかと言うと人権教育に少し近寄ってきているなというような感じを受けました。ですので、生徒指導の観点の中にやはり人権教育の観点を入れながら指導していくということは大切なのかなというふうに思いますので、今後もよろしくお願ひしたいと思います。今日は時間になりましたので終わりたいと思いますが、今後ともまたいろいろ御指導賜りますようよろしくお願ひしたいと思います。本当にありがとうございました。

(事務局)

事務局のほうから1点連絡をお願いいたします。お帰りの際に事前にお渡しさせていただいた請求書等をお持ちの委員の皆様がいらっしゃいましたら、お帰りの際に事務局担当のまでお渡しいただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。本日はありがとうございました。